○大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

昭和五十三年十二月二十三日
大分県条例第三十二号

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例をここに公布する。

大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例

目次

第一章　総則(第一条―第八条)
第二章　消費生活の安全の確保(第九条―第十一条)
第三章　表示の適正化等(第十二条―第二十条)
第四章　取引行為の適正化(第二十一条―第二十四条)
第五章　生活関連商品に関する施策(第二十五条―第二十九条)
第六章　啓発活動及び消費者教育の推進等(第三十条―第三十三条)
第七章　消費者被害の救済(第三十四条―第三十九条)
第八章　知事への申出(第四十条)
第九章　立入調査、公表等(第四十一条・第四十二条)
第十章　消費生活センターの組織及び運営に関する事項等(第四十三条)
第十一章　大分県消費生活審議会(第四十四条)
第十二章　雑則(第四十五条・第四十六条)
附則

第一章　総則

(目的)

第一条　この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、県及び事業者の果たすべき責務並びに消費者の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(平一六条例五三・一部改正)

(基本理念)

第二条　消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策(以下「消費者施策」という。)の推進は、県、事業者及び消費者の相互の信頼を基調として、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

一　消費生活において消費者の安全が確保されること。

二　商品及び役務(以下「商品等」という。)について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保されること。

三　消費者に対し、消費生活における必要な情報が速やかに提供されること。

四　消費生活に関する教育の機会が提供されること。

五　消費者の意見が県の施策等に適切に反映されること。

六　消費生活において、消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されること。

(平一六条例五三・全改)

(県の責務)

第三条　県は、経済社会の発展に即応して、前条に定める基本理念にのつとり、消費者施策を推進する責務を有する。

2　県は、消費者の自立を支援するため、消費者に対する啓発活動及び消費者教育の推進等に努めるものとする。

3　県は、市町村等と連携し、商品等に関し事業者と消費者との間に生じた苦情等が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情処理のあつせん等に努めるとともに、人材の確保及び資質の向上に努めるものとする。

4　県は、消費者施策の推進に当たつては、消費者の意見を反映させるものとする。

(平一六条例五三・全改)

(市町村との連携)

第四条　県は、消費者施策の推進について、市町村の協力を求めるものとする。

2　県は、市町村が行う消費者施策について、必要な情報の提供、技術的助言その他の支援を行うものとする。

(平一六条例五三・全改)

(事業者の責務)

第五条　事業者は、第二条に定める基本理念にかんがみ、その供給する商品等について次に掲げる責務を有する。

一　消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二　消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三　消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四　消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五　県及び市町村が実施する消費者施策に協力すること。

2　事業者は、常に、その供給する商品等について、品質その他の内容の向上に努めなければならない。

(平一六条例五三・全改)

(消費者の役割)

第六条　消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するように努めることにより、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

(平一六条例五三・一部改正)

(環境への配慮)

第七条　県は、消費者施策の推進に当たつては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2　事業者は、消費者に対する商品等の供給に当たつては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

3　消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たつては、環境に及ぼす影響に配慮するよう努めなければならない。

(平一六条例五三・追加)

(消費者基本計画)

第八条　県は、消費者施策の計画的な推進を図るため、基本となる計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2　基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　消費者施策の大綱

二　前号に掲げるもののほか、消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項

3　県は、基本計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(平一六条例五三・追加)

第二章　消費生活の安全の確保

(平一六条例五三・改称)

(危害商品等の供給禁止)

第九条　事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等(以下「危害商品等」という。)を供給してはならない。

(平一六条例五三・旧第七条繰下)

(危害商品等の調査)

第十条　知事は、事業者が消費者に供給する商品等について、危害商品等の疑いがあると認めるときは、速やかに必要な調査を行うものとする。

2　知事は、前項の規定により調査を行う場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品等の安全性について、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第八条繰下・一部改正)

(危害防止勧告等)

第十一条　知事は、事業者が消費者に供給する商品等が危害商品等であると認めるときは、その危害を防止するため、当該事業者に対し、当該商品等の供給の中止、回収その他必要な措置をとるべきことを勧告するとともに、県民に対し、速やかに、情報を提供するものとする。

2　知事は、前項の規定により勧告をした場合において、当該事業者に対し、当該勧告に基づいてとつた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第九条繰下・一部改正)

第三章　表示の適正化等

(平一六条例五三・章名追加)

(表示の適正化)

第十二条　事業者は、消費者が商品等を購入し、又は利用しようとする場合において、容易に選択ができ、かつ、適正に使用若しくは利用又は廃棄ができるようにするため、その供給する商品等の品目、使用方法その他の必要な事項を正しく、かつ、分かりやすく表示するよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(規格の適正化)

第十三条　事業者は、商品等の品質の改善及び消費生活の合理化に寄与するため、商品等について適正な規格を定めるよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(計量の適正化)

第十四条　事業者は、その供給する商品等について、消費者が不利益を被ることがないよう、適正な計量をしなければならない。

(平一六条例五三・追加)

(容器及び包装の適正化)

第十五条　事業者は、その供給する商品について、消費者がその内容、量目等を誤認することがないようにするため、適正に容器を用い、及び包装を行うよう努めなければなら

ない。

(平一六条例五三・追加)

(広告の適正化)

第十六条　事業者(広告代理事業及び広告媒体事業を行う者を含む。)は、商品等に関する広告について、消費者が選択を誤るおそれのある表現を避け、消費者が商品等を適切に選択するために必要とする情報を明確かつ平易に提供するよう努めるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(自動販売機等の管理の適正化)

第十七条　事業者は、自動販売機その他これに類する機械(以下「自動販売機等」という。)により商品等を供給する場合は、自動販売機等について適正な管理を行い、及び自動販売機等の見やすい箇所に自動販売機等の管理者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならない。

(平一六条例五三・追加)

(自主基準の設定)

第十八条　事業者又は事業者団体(事業者が組織する団体をいう。以下同じ。)は、消費者の信頼を確保するため、第十二条から前条までに規定する事項その他消費生活の安定及び向上を図るために必要な事項に関する基準(以下「自主基準」という。)を定めるよう努めなければならない。

2　事業者又は事業者団体は、自主基準を定めたときは、速やかに、当該自主基準を知事に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

3　知事は、事業者又は事業者団体に対し、自主基準の設定及び変更並びに遵守について、必要な指導又は助言を行うことができる。

(平一六条例五三・旧第十一条繰下・一部改正)

(県の基準の設定)

第十九条　知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、第十二条から第十七条までに規定する事項に関して事業者が遵守すべき基準(以下「県の基準」という。)を定めることができる。

2　知事は、県の基準を定めたときは、速やかに告示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも同様とする。

(平一六条例五三・旧第十二条繰下・一部改正)

(県の基準の遵守義務)

第二十条　事業者は、県の基準を遵守しなければならない。

2　知事は、事業者が県の基準を遵守していないと認めるときは、当該事業者に対し、これを遵守するよう勧告することができる。

(平一六条例五三・旧第十三条繰下・一部改正)

第四章　取引行為の適正化

(平一六条例五三・追加)

(不適正な取引行為の禁止)

第二十一条　知事は、事業者が消費者との間で行う商品等の取引に関して、次の各号のいずれかに該当する行為を不適正な取引行為として規則で定めるものとする。

一　消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品等に関する重要な情報を提供せず、又は誤信を招く情報を提供し、消費者を執ように説得し、又は心理的に不安な状態に陥れる等の不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為

二　取引における信義誠実の原則に反して消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為

三　消費者若しくはその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて契約(契約の成立又はその内容について当事者間に争いがあるものを含む。)に基づく債務の履行を求め、若しくは当該債務の履行をさせ、又は契約に基づく債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

四　消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張を不当に妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくは遅延させる行為

五　商品等を提供する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品等の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約又は保証を受託する契約(以下「与信契約等」という。)について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その契約を勧誘し、若しくは締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為

2　事業者は、消費者との間で商品等の取引を行うに当たり、前項の規定により定められた不適正な取引行為を行つてはならない。

(平一六条例五三・追加)

(不適正な取引行為に関する調査)

第二十二条　知事は、事業者が前条第一項の規定により定められた不適正な取引行為を行つている疑いがあると認めるときは、当該事業者が消費者との間で行う商品等の取引に

ついて必要な調査を行うことができる。

2　知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・追加)

(指導及び勧告等)

第二十三条　知事は、事業者が第二十一条第一項の規定により定められた不適正な取引行為を行つていると認めるときは、当該事業者に対し、当該取引行為を改善すべきことを指導し、又は勧告することができる。

2　知事は、前項の規定による指導又は勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該指導又は勧告に基づいてとつた措置の内容及びその結果について報告を求めることができる。

(平一六条例五三・追加)

(情報提供)

第二十四条　知事は、事業者が第二十一条第一項の規定により定められた不適正な取引行為を行つていると認め、かつ、当該取引行為による消費者の被害の発生及び拡大を防止するため必要があると認めるときは、消費者に対し、速やかに、当該事業者に係る不適正な取引行為、商品等の種類その他必要な情報を提供するものとする。

2　知事は、前項に規定する場合において、当該事業者の不適正な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに、前項に規定する情報のほか当該事業者の氏名又は名称、住所その他の当該事業者を特定する情報を提供することができる。

(平一六条例五三・追加)

第五章　生活関連商品に関する施策

(平一六条例五三・旧第三章繰下・改称)

(情報の収集及び提供)

第二十五条　知事は、県民の日常の消費生活との関連性が高い商品(以下「生活関連商品」という。)の価格の動向及び需給の状況について、情報を収集するとともに、必要な情報を県民に提供するものとする。

2　事業者は、前項の規定により知事が行う情報の収集に協力しなければならない。

(平一六条例五三・旧第十五条繰下・一部改正)

(生活関連商品の供給等の要請)

第二十六条　知事は、生活関連商品の流通の円滑化及び価格の安定を図るため必要がある

と認めるときは、事業者に対し、当該生活関連商品の円滑な供給その他必要な措置をとるよう協力を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第十六条繰下・一部改正)

(商品の指定)

第二十七条　知事は、生活関連商品の価格の動向又は需給の状況が、県民の消費生活に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、当該生活関連商品を特別の調査を要する商品として指定することができる。

2　知事は、前項に規定する事態が消滅したと認めるときは、同項の規定による指定を解除するものとする。

3　知事は、第一項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかにその旨を告示しなければならない。

(平一六条例五三・旧第十七条繰下・一部改正)

(特別調査)

第二十八条　知事は、前条第一項の規定により指定された商品(以下「指定生活関連商品」という。)について、その価格の動向及び需給の状況に関し必要な調査を行うものとする。

2　事業者は、前項の規定により知事が行う調査に協力しなければならない。

(平一六条例五三・旧第十八条繰下・一部改正)

(売渡し及び価格の引下げの勧告)

第二十九条　知事は、事業者が買占め又は売惜しみにより指定生活関連商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定生活関連商品の売渡しを勧告することができる。

2　知事は、事業者が指定生活関連商品を著しく不当な価格で販売していると認めるときは、当該事業者に対し、当該指定生活関連商品の価格の引下げを勧告することができる。

(平一六条例五三・旧第十九条繰下・一部改正)

第六章　啓発活動及び消費者教育の推進等

(平一六条例五三・追加)

(啓発活動の推進)

第三十条　知事は、消費者が自主性をもつて健全な消費生活を営むことができるようにするため、商品等に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

(平一六条例五三・追加)

(消費者教育の推進)

第三十一条　県は、消費者が消費生活を営む上で、必要な知識及び判断力を修得し、主体的に行動し、並びにその行動が経済社会及び環境に及ぼす影響についての理解を深めることができるようにするため、消費生活に関する教育用の資料の提供その他教育の機会が活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2　県は、消費生活に関する学習の機会の提供その他消費生活に関する消費者の自主的な学習の支援のために必要な措置を講ずるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第三十二条　知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の自主性を尊重しつつ、その健全な活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(平一六条例五三・追加)

(試験、検査等の施設の整備等)

第三十三条　知事は、消費者施策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備するとともに、必要に応じて試験、検査等の結果を消費者に提供するものとする。

(平一六条例五三・追加)

第七章　消費者被害の救済

(平一六条例五三・旧第四章繰下・改称)

(苦情処理体制の整備)

第三十四条　事業者及び事業者団体は、事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情(以下「消費者苦情」という。)を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備に努めなければならない。

(平一六条例五三・旧第二十一条繰下・一部改正)

(苦情の処理)

第三十五条　知事は、消費者苦情の申出があつたときは、速やかにその内容を調査し、当該消費者苦情を解決するためのあつせんその他必要な措置を講じなければならない。

2　知事は、前項の規定による調査に当たつて必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第二十二条繰下・一部改正)

(調停)

第三十六条　知事は、前条第一項の規定によりあつせんその他の措置を講じた場合におい

て、消費者苦情の解決が著しく困難であると認めるときは、大分県消費者苦情処理委員会の調停に付することができる。

2　大分県消費者苦情処理委員会は、前項の規定による調停のため必要があると認めるときは、当該消費者苦情に係る事業者その他の関係者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(平一六条例五三・旧第二十三条繰下・一部改正)

(大分県消費者苦情処理委員会)

第三十七条　消費者苦情について調停を行い、及び消費者が事業者を相手とする訴訟の援助に関する事項を調査審議するため、大分県消費者苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。

2　苦情処理委員会は、委員五人以内で組織し、委員は、学識経験のある者のうちから知事が委嘱する。

3　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4　委員は、再任されることができる。

5　前三項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五三・旧第二十四条繰下)

(消費者訴訟の援助)

第三十八条　知事は、消費者が事業者を相手とする訴訟を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のすべてに該当する消費者苦情に係るものであるときは、苦情処理委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。

一　苦情処理委員会の調停によつて解決されなかつたもの

二　同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの

三　一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの

(平一六条例五三・旧第二十五条繰下)

(貸付金の返還等)

第三十九条　前条に規定する訴訟の費用に充てる資金の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、当該貸付けに係る資金を返還しなければならない。

2　知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付けに係る資金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。

(平一六条例五三・旧第二十六条繰下)

第八章　知事への申出

（平一六条例五三・追加）

（知事への申出）

第四十条　県民は、この条例の規定に違反する事業者の事業活動により、又はこの条例の規定に基づく知事の措置がとられていないことにより、第二条各号に掲げる消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあると認めるときは、知事に対し、その旨を書面により申し出て、適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2　知事は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づき適切な措置をとるものとする。

3　知事は、第一項の規定による申出に係る処理の経過及び結果を当該申出を行つた者に通知するものとする。

4　知事は、必要があると認めるときは、当該申出の内容並びにその処理の経過及び結果を公表するものとする。この場合において、知事は、個人に関する情報の保護に配慮しなければならない。

（平一六条例五三・追加）

第九章　立入調査、公表等

（平一六条例五三・追加）

（立入調査等）

第四十一条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、文書若しくは口頭による説明若しくは必要な資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所その他の場所に立ち入り、帳簿書類、設備その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

3　第一項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（平一六条例五三・追加）

（公表）

第四十二条　知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合において、その行為について正当な理由がないと認めるときは、当該事業者の氏名又は名称、住所及びその内容を公表することができる。

一　第十一条第一項、第二十条第二項、第二十三条第一項又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による勧告に従わなかつたとき。

二　第十条第二項、第二十二条第二項、第三十五条第二項、第三十六条第二項又は前条第一項の規定による説明若しくは資料の提出の要求を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出を行つたとき。

三　前条第一項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該事業者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(平一六条例五三・追加)

第十章　消費生活センターの組織及び運営に関する事項等

(平二八条例一八・追加)

第四十三条　知事は、消費者安全法(平成二十一年法律第五十号。以下「法」という。)第十条第一項の施設又は機関(以下「消費生活センター」という。)を設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

一　消費生活センターの名称及び住所

二　消費生活センターにおいて法第八条第一項第二号イ及びロの事務を行う日及び時間

2　消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

3　消費生活センターには、法第十条の三第一項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者を消費生活相談員として置くものとする。

4　知事は、消費生活相談員の専門性に鑑み、適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5　知事は、消費生活センターにおいて法第八条第一項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

6　知事は、法第八条第一項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(平二八条例一八・追加)

第十一章　大分県消費生活審議会

(平一六条例五三・旧第六章繰下、平二八条例一八・旧第十章繰下)

(大分県消費生活審議会)

第四十四条　知事の諮問に応じ、県民の消費生活の安定及び向上に関する重要な事項を審議するため、大分県消費生活審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2　知事は、次に掲げる場合には、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

一　県の基準を設定し、変更し、又は廃止しようとするとき。

二　不適切な取引行為を規則で定め、又は変更しようとするとき。
三　基本計画を策定し、又は変更しようとするとき。
四　その他消費者施策に関する重要な事項を決定しようとするとき。

3　審議会は、委員二十人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は任命する。
一　学識経験のある者
二　消費者
三　事業者

4　委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5　委員は、再任されることができる。

6　前三項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五三・旧第三十条繰下・一部改正、平二八条例一八・旧第四十三条繰下)

第十二章　雑則

(平一六条例五三・旧第七章繰下、平二八条例一八・旧第十一章繰下)

(国又は他の地方公共団体への要請)

第四十五条　知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、国又は他の地方公共団体に対し、適切な措置をとるよう要請し、又は協力を求めるものとする。

(平一六条例五三・旧第三十一条繰下、平二八条例一八・旧第四十四条繰下)

(委任)

第四十六条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一六条例五三・旧第三十二条繰下、平二八条例一八・旧第四十五条繰下)

附　則

この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

附　則(平成一六年条例第五三号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第三十条第二項の改正規定は、平成十八年二月十日から施行する。

附　則(平成二八年条例第一八号)

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。